



金 沢 市 公 報

号外第25号の2

平成23年(2011年)9月30日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ	
規 則		金沢市文化施設及び歴史的観光施設における 共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一 部を改正する規則 (文化政策課) 6
鈴木大拙館条例の施行期日を定める規則 (企画調整課) 1	1	金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正す る規則 (福祉総務課) 7
鈴木大拙館条例施行規則 (") 1	1	金沢市墓地条例施行規則の一部を改正する規 則 (市 民 課) 10
金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規則 (歩ける環境推進課) 3	3	告 示
金沢市庁舎等管理規則 (総 務 課) 3	3	金沢市営西金沢駅西自転車駐車場の指定管理 者の指定について (歩ける環境推進課) 10
金沢市墓地条例の一部を改正する条例の施行 期日を定める規則 (市 民 課) 6	6	公 営 企 業 管 理 規 程
金沢市財務規則等の一部を改正する規則 (財 政 課) 6	6	金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 (企業総務課) 11

規 則

鈴木大拙館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年9月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第52号

鈴木大拙館条例の施行期日を定める規則

鈴木大拙館条例(平成23年条例第1号)の施行期日は、平成23年10月18日とする。

鈴木大拙館条例施行規則をここに公布する。

平成23年9月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第53号

鈴木大拙館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴木大拙館条例(平成23年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入館券の交付)

第2条 鈴木大拙館(以下「大拙館」という。)に入館しようとする者(次条に規定する前売り券、優待券又は招待券により入館しようとする者を除く。)は、入館券(様式第1号)の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

(前売り券等)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、前売り券、優待券又は招待券を発行することができる。

(前売り券等の提示)

第4条 前売り券、優待券又は招待券は、大拙館へ入館するときに、これを提示しなければならない。

(入館料の後納)

第5条 条例第9条ただし書の規定に基づき入館料を後納させる場合は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条

の規定による登録を受けた者との入館に係る契約に基づき入館させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

(入館料の減免)

第6条 条例第10条の規定に基づき入館料の減免を受けようとする者は、鈴木大拙館入館料減免申請書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。

(入館の制限)

第7条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 大拙館の建物、設備、展示資料等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 動物(盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。)の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(所蔵品の貸付け)

第8条 大拙館の所蔵品は、他の公共団体等において公共用又は公益事業の用に供するときは、貸付けをすることができる。

2 館長は、前項の規定により所蔵品の貸付けをするときは、市長の承認を受けなければならない。

(資料の受託)

第9条 館長は、資料の保管の委託を受けるときは、市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申出)

第10条 条例第15条第3項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、鈴木大拙館指定管理者指定申出書(様式第3号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第15条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大拙館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあっては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月18日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

No.	No.	図
控 (種別)	入 館 券 (種別)	鈴木大拙館
円	円	

備考 種別は、団体、個人及び減免とする。

様式第2号(第6条関係)

鈴木大拙館入館料減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名

印

(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

鈴木大拙館の入館料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

入 館 の 日 時	年 月 日 (曜日)	時 分から	時 分まで
入 館 料 の 額			円
減 免 申 請 額			円
理 由			

備考 申請者の住所及び氏名欄には、団体によっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第3号(第10条関係)

鈴木大拙館指定管理者指定申出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申出者 所 在 地
団 体 名
代表者氏名

印

鈴木大拙館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 鈴木大拙館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人によっては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第54号

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例(平成23年条例第26号)の施行期日は、平成23年10月2日とする。

金沢市庁舎等管理規則をここに公布する。

平成23年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第55号

金沢市庁舎等管理規則

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、庁舎等の管理に関し必要な事項を定めることにより、庁舎等の保全及び秩序の維持を図り、もって公務の円滑な遂行に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において「庁舎等」とは、本市の事務又は事業の用に供する建物及びその附属施設並びにこれらの敷地（直接公共の用に供するものを除く。）で、市長の管理に属するものをいう。

(庁舎管理者)

第3条 庁舎等の管理を行わせるため、庁舎管理者を置く。

2 庁舎管理者は、本庁舎にあっては総務局長を、本庁舎以外の庁舎等にあっては当該庁舎等を管理する施設等の長をもって充てる。

3 庁舎管理者に事故があるとき、又は庁舎管理者が欠けたときは、庁舎管理者があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(室内管理者)

第4条 庁舎等の管理に関する事務を補助し、その所管に係る室内の保全、秩序の維持並びに火災及び盗難の防止その他良好な執務環境の保持等の事務を処理させるため、室内管理者を置く。ただし、市長が必要がないと認める庁舎等にあっては、この限りでない。

2 室内管理者は、庁舎管理者が別に定める。

3 室内管理者に事故があるとき、又は室内管理者が欠けたときは、室内管理者があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(禁止行為)

第5条 何人も、庁舎等において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄附の募集、署名を求める行為その他これらに類する行為

(2) 拡声器を使用する等けん騒な状態を作り出す行為

(3) 旗、のぼり、プラカード、立看板等を持ち込む行為

(4) ちらし、ポスターその他の文書又は図面の掲示又は配布

(5) テントその他の仮設工作物等の設置

(6) 立入りを禁止している区域に立ち入る行為

(7) 火薬類、発火性又は引火性の物、毒物及び劇物、銃砲及び刀剣類等の危険物の持込み又はたき火等火災発生の原因となるおそれのある行為

(8) 所定の場所以外の場所における喫煙及び爆発又は引火のおそれのある場所における火気の使用

(9) 清潔保持を妨げ、又は美観を損なう行為

(10) 職員に対する面会の強要又は押売

(11) 座込み、立ちふさがり、練り歩きその他通行を妨げ、又は妨げるおそれのある行為

(12) 示威行為

(13) 泥酔、粗野若しくは乱暴な言動等により、他人に迷惑を及ぼし、若しくは著しい嫌悪の情を抱かせ、又は職員の職務を妨害する行為

(14) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理者が庁舎等の管理上支障があると認める行為

(許可行為)

第6条 前条の規定にかかわらず、庁舎管理者は、同条第1号から第7号までに掲げる行為について、特別な理由があり、かつ、庁舎等の管理上特に支障がないと認めるときは、当該行為を許可することができる。

2 庁舎管理者は、前項の規定による許可の際、必要な条件を付けることができる。

3 庁舎管理者は、第1項の規定による許可をするに当たっては、あらかじめ当該許可の要件に該当すると認める行為を指定することができる。この場合において、当該行為の指定があったときは、当該行為について、同項の規定による許可があったものとみなす。

4 第1項の規定による許可を受けようとする者は、あらかじめ庁舎等行為許可申請書（別記様式）を庁舎管理者に提出しなければならない。

(違反等に対する措置)

第7条 庁舎管理者又は室内管理者は、第5条の規定又は前条第2項の規定により庁舎管理者が付した条件に違反していると認められる者（以下「違反行為者」という。）に対し、当該違反行為の中止の勧告その他の必要な指示を

することができる。

2 庁舎管理者又は室内管理者は、違反行為者が前項の規定による指示に従わないときは、当該違反行為者に対し、庁舎等への立入り若しくは庁舎等の使用を禁止し、庁舎等からの退去若しくは当該違反に係る物件の撤去を命じ、又は自ら当該違反に係る物件の撤去を行う等の必要な措置を講ずることができる。この場合において、違反行為者が前条第1項の規定による許可を受けているときは、当該許可は取り消されたものとみなす。

(出入口の開閉時間)

第8条 庁舎等の出入口の開閉時間は、庁舎管理者が別に定める。

(閉鎖時間内の庁舎等への出入り)

第9条 庁舎管理者が別に定める庁舎等の閉鎖時間内において、庁舎等へ出入りしようとする者は、庁舎管理者が指定した者の承認を受けなければならない。

(立入りに関する指示)

第10条 庁舎管理者又は室内管理者は、庁舎等の管理上必要があると認めるときは、庁舎等に既に立ち入り、又は立ち入ろうとする者に対し、身分証明書の提示、庁舎管理者が別に定める管理簿等に記入を求める等必要な指示をすることができる。

(退庁時の戸締まり等)

第11条 職員は、退庁時においては、窓及び出入口の戸締まりを完全にして盗難の予防に努めるとともに、消灯その他使用器具の停止の確認を行わなければならない。

(遺失物の届出)

第12条 庁舎等において遺失物を拾得した者は、直ちに当該拾得した遺失物を庁舎管理者に届け出なければならない。

(庁舎等の損傷等の届出)

第13条 庁舎等を損傷し、又は汚損した者は、速やかにその旨を庁舎管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

庁舎等行為許可申請書

年 月 日

(宛先) 庁舎管理者

申請者 住 所
氏 名



(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市庁舎等管理規則第6条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

日	時	年	月	日	時	分から
		年	月	日	時	分まで
場	所					
行 為 の 目 的						
行 為 の 内 容						
そ の 他						

備考

- 1 申請者の住所及び氏名欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 庁舎管理者が必要があると認める書類を添付してください。

金沢市墓地条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第56号

金沢市墓地条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市墓地条例の一部を改正する条例（平成23年条例第16号）の施行期日は、平成23年10月3日とする。

金沢市財務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第57号

金沢市財務規則等の一部を改正する規則

(金沢市財務規則の一部改正)

第1条 金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第66条第2項第4号中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改め、「子ども手当（職員に支給するものを除く。）」の次に「、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）の規定による子ども手当（職員に支給するものを除く。）」を加える。

(金沢市職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部改正)

第2条 金沢市職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（平成22年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(平成22年厚生労働省令第51号)」の次に「並びに平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成23年政令第308号）及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第120号）」を加える。

第4条を次のように改める。

(報告書の提出)

第4条 管理者は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める日までに、当該期間に係る子ども手当の支給の状況についての報告書を市長に提出するものとする。

- (1) 平成23年3月から同年9月までの間 市長の定める日
- (2) 平成23年10月から平成24年2月までの間 同年3月5日
- (3) 平成24年3月 市長の定める日

(金沢市子ども手当の支払日等に関する規則の一部改正)

第3条 金沢市子ども手当の支払日等に関する規則（平成22年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」の次に「及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）第4条」を加える。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第1条中金沢市財務規則第66条第2項第4号の改正規定（「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第58号

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則（平成13年規則第91号）の一

部を次のように改正する。

様式第1号中「入園する」を「入園し、及び入館する」に改める。

様式第2号中「あて先」を「宛先」に、「観覧又は入園」を「観覧等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年10月18日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行された改正前の金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）様式第1号の規定による共通観覧券は、これを利用することができる期間に限り、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則様式第1号及び様式第2号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第59号

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第5項第3号中「第5条第5項」を「第5条第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

別表第4の備考第8項第3号中「第5条第5項」を「第5条第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同備考第10項中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

(金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市における保育の実施に関する条例施行規則（平成10年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第4項中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

(金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則の一部改正)

第3条 金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則（平成15年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5条第17項第2号」を「第5条第18号第2号」に改める。

第5条第1項中「重度訪問介護」の次に「、同行援護」を加える。

(金沢市障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第4条 金沢市障害者自立支援法施行細則（平成18年規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

「		<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px 10px;">重度訪問介護</td></tr> </table>	重度訪問介護	／		」を	
重度訪問介護							
「		<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px 10px;">重度訪問介護</td></tr> <tr><td style="padding: 2px 10px;">同 行 援 護</td></tr> </table>	重度訪問介護	同 行 援 護	／		」に、
重度訪問介護							
同 行 援 護							
「		<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）18歳以上（入所施設利用者は、20歳以上）の障害者の「世帯」の範囲は、「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。 		」を			

<p>1 生活保護受給世帯に属する者</p> <p>2 市町村民税非課税世帯に属する者 () 療養介護を利用する場合は、又はの該当するものにもを付けてください。 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 以外のもの</p> <p>3 市町村民税課税世帯(障害者：所得税16万円未満、障害児：所得割28万円未満)に属する者</p>	に、
--	----

- 「1 療養介護利用者であること。 (年齢 歳) を (年齢 歳) に、
2 市町村民税非課税世帯の者 」 「1 療養介護利用者であること。
2 市町村民税非課税世帯に属する者」

特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(入所施設の食事軽減措置) 下記のいずれにも該当するため、特定障害者特別給付費を申請します。		を
20歳以上の方 1 施設入所者(注)であること。 (年齢 歳) 2 市町村民税非課税世帯の者	20歳未満の方 1 施設入所者(注)であること。 (年齢 歳)	

施設入所者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(入所施設の食費等軽減措置) 下記のいずれにも該当するため、特定障害者特別給付費を申請します。 (注)対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設、特定旧法指定施設)		に、
20歳以上の方 1 施設入所者であること。 (年齢 歳) 2 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に属する者	20歳未満の方 1 施設入所者であること。 (年齢 歳)	
グループホーム等入居者(注)に対する特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(家賃軽減措置) 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に属する者に該当するため、特定障害者特別給付費を申請します。 (注)グループホーム等は、共同生活介護(ケアホーム)又は共同生活援助(グループホーム)を行う住居		

- 「 」を「 」に、
 「
 いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請してください。
 (注)対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設、特定旧法指定施設) を
 申請書提出者 申請者本人 申請者本人以外(下の欄に記入)

- 「
 いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請してください。
 (注)生活保護受給世帯を除き、18歳(入所施設利用者は、20歳以上)の障害者の「世帯」の範囲は、 に
 「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。
 申請書提出者 申請者本人 申請者本人以外(下の欄に記入)

改める。
 様式第3号中

支 給 額	円 日
支 給 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

を

施設入所支援又は旧法施設支援	
支 給 額	円 / 日
支 給 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
共同生活介護、共同生活援助又は重度障害者等包括支援	
支 給 額	円 / 日
支 給 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

に

改める。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に、「記入すること」を「記入してください」に、

重度訪問介護	/
--------	---

を

重度訪問介護	/
同行援護	

に、

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 4 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）
18歳以上（入所施設利用者は、20歳以上）の障害者の「世帯」の範囲は、「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。 | を |
|--|---|

- | | |
|--|----|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護受給世帯に属する者 2 市町村民税非課税世帯に属する者（ ）
療養介護を利用する場合は、又は の該当するものにも を付けてください。
利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの
以外のもの 3 市町村民税課税世帯（障害者：所得税16万円未満、障害児：所得割28万円未満）に属する者 | に、 |
|--|----|

- 「1 療養介護利用者であること。 (年齢 歳) を (年齢 歳) に、
2 市町村民税非課税世帯の者 」 「1 療養介護利用者であること。
2 市町村民税非課税世帯に属する者」

特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食事軽減措置） 下記のいずれにも該当するため、特定障害者特別給付費（の変更）を申請します。	
20歳以上の方 1 施設入所者（注）であること。 （年齢 歳） 2 市町村民税非課税世帯の者	20歳未満の方 1 施設入所者（注）であること。 （年齢 歳）

を

<p>施設入所者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置）</p> <p>下記のいずれにも該当するため、特定障害者特別給付費（の変更）を申請します。</p> <p>（注）対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設、特定旧法指定施設）</p>	
<p>20歳以上の方</p> <p>1 施設入所者であること。 （年齢 歳）</p> <p>2 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に属する者</p>	<p>20歳未満の方</p> <p>1 施設入所者であること。 （年齢 歳）</p>
<p>グループホーム等入居者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（家賃軽減措置）</p> <p>市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に属する者に該当するため、特定障害者特別給付費（の変更）を申請します。</p> <p>（注）グループホーム等は、共同生活介護（ケアホーム）又は共同生活援助（グループホーム）を行う住居</p>	

に、

「 」を「 」に、

「
いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請してください。

（注）対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設、特定旧法指定施設）

を

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外（下の欄に記入）
--------	-------	-----------------

「
いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請してください。

（注）生活保護受給世帯を除き、18歳（入所施設利用者は、20歳以上）の障害者の「世帯」の範囲は、
「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。

に

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外（下の欄に記入）
--------	-------	-----------------

改める。

附 則

- この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に交付された第4条の規定による改正前の金沢市障害者自立支援法施行細則の規定による障害福祉サービス受給者証は、同条の規定による改正後の金沢市障害者自立支援法施行細則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市墓地条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第60号

金沢市墓地条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市墓地条例施行規則（平成4年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「間」の次に「及び平成23年」を加える。

附 則

この規則は、平成23年10月3日から施行する。

告 示

●金沢市告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第14条第3項の規定により、金沢市営西金沢駅西自転車駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条

の規定により告示します。

平成23年9月30日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金 沢 市 営 西 金 沢 駅 西 自 転 車 駐 車 場	金沢市広坂1丁目9番16号	財団法人金沢まちづくり財団	平成23年10月2日から 平成27年3月31日まで

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年9月30日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第10号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第83条の見出し並びに同条各号列記以外の部分及び第2号中「督促」を「督促等」に改める。

様式第40号を次のように改める。

金 沢 市 公 報

様式第40号 (第83条関係)

年 月 日
お客様番号

水道・下水道・ガス料金等のお支払いのお願い

様
装置場所
様

金沢市公営企業管理者 印

お客様の水道・下水道・ガス料金等のお支払がまだございますので、本状をお持ちになつて指定期限までに金沢市企業局収納取扱金融機関又は金沢市企業局収納取扱金融機関でお支払いください。

指定期限 年 月 日

本状(月 日現在作成)の発送と前後して納付された場合は、納付済にもかかわらず本状がお手元に届くこともありまますのでご了承ください。

水道・下水道・ガス料金等領収証書
お客様番号 様

年号	月分	区分	水 道		下 水 道		ガ ス		ガ ス 警 報 器	
			給水使用料金	消費税等相当額*	使用料	消費税等相当額*	早 収 料 金	遅 収 差 額	消費税等相当額*	リ ー ス 料
	年 月分		円	円	円	円	円	円	円	円

合計額 円

上記の金額を領収しました。

年 月 日

*欄の「警」は督促、「催」は催告です。

金沢市企業局収納取扱金融機関
金沢市企業局収納取扱金融機関
(お客様控)

領収日付印

水道・下水道・ガス料金等収入済通知書

指定期限 年 月 日 納

お客様番号 開閉区分

年号	月分	区分	金額	区分
	年 月分		円	

作業区

上記の金額を領収したので通知します。
(宛先) 金沢市企業局企業出納員
年 月 日

合計額 円

領収日付印

金沢市企業局収納取扱金融機関
金沢市企業局収納取扱金融機関
(取扱店 金沢市企業局)

備考 この様式は、様式第39号を使用して督促する場合以外の場合において使用する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に改正前の金沢市企業局会計規程の規定により交付された督促状及び催告状は、改正後の金沢市企業局会計規程の規定にかかわらず、なお効力を有する。

平成23年(2011年)9月30日 印刷
平成23年(2011年)9月30日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄